

Mission'S 研修実施規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社 LOIVE（以下「当社」といいます。）が開催する研修の提供条件及び当社と貴社との間の権利義務関係が定められています。本研修業務の委託に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本契約」とは、本研修の受講に関する当社と貴社との間の契約をいいます。
- (2) 「受講者」とは、本契約に基づき貴社が指定した第三者であって、本研修を受講する個人をいいます。
- (3) 「本研修」とは、当社が実施する研修サービス（付随サービスをも含むものとします。）を意味します。
- (4) 「トレーナー」とは、本研修を実施する者をいいます。
- (5) 「他の受講者」とは、本研修を受講する自己以外の受講者をいいます。
- (6) 「知的財産権等」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的もしくは人格的権利をいいます。

第2条（適用範囲）

- 1 本規約は、本規約の有効期間中、貴社及び当社で行われる個別の研修業務委託契約（以下「個別契約」という）に共通に適用されます。ただし、個別契約において本規約と異なる事項を定めたときは、個別契約の定めが優先して適用されます。
- 2 当社が実施する本研修の内容、実施日、代金等の条件は、本規約に定めるものを除き個別契約にて別途定めるものとします。

第3条（申込・申込条件）

- 1 貴社は、本規約の全ての内容に同意した上で、当社所定の方法により研修の申込みを行うものとします。当社に提供した情報が不正確であることにより貴社又は受講者に生じる損害及び不利益について、当社は一切の責任を負いません。
- 2 貴社は、以下の各号を保証します
 - (1) 申込み時に登録する情報が全て正確であること。
 - (2) 受講者が本研修のすべてのセッションに参加すること。
 - (3) 受講者心身ともに健康であること。
 - (4) 受講者が本研修中トレーナーの指示に従うこと
 - (5) 受講者が本研修の受講開始日に、満 20 歳以上であること
- 3 貴社は、本条に基づき登録した情報に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、その変更の手続きを行うものとします。これを怠ったことによって貴社が損害及び不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条（支払）

- 1 貴社は、当社に対し、本研修の受講料として、当社所定の代金を支払うものとします。
- 2 当社は、貴社から本研修の申込を受理した月の月末締め翌月5営業日までに貴社に対し受講料にかかる請求書を発行するものとし、貴社は、当該請求書の発行された月の末日までに当社が指定する銀行口座に振込にて支払うものとします。なお、銀行振込手数料その他支払に要する費用は貴社の負担とします。貴社が代金の支払を遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
- 3 本研修の受講の際に発生する交通費、宿泊費及び通信費等の諸費用について、全て貴社又は受講者の負担とします。
- 4 当社は、本規約に定める場合を除き、理由の如何にかかわらず代金の返金を行いません。

第5条（本研修）

- 1 貴社は、本研修実施10日前までに、受講者を指定するものとし、その名簿を当社に提供するものとします。貴社が指定する受講者に変更がある場合、直ちに当社に届け出るものとします。
- 2 貴社は、当社の承諾を得ない限り、貴社の役員及び従業員に対してのみ受講者の指定ができるものとします。
- 3 貴社は、本研修が受講者の内面的・精神的事項を扱う内容であることを予め承諾します。
- 4 貴社は、当社が本研修の内容の追加、削除等の変更を適宜に行なうことを予め承諾します。
- 5 貴社は、本研修の実施方法につき、当社所定の方法に従うものとします。

第6条（再委託）

当社は、本研修の全部又は一部の提供を第三者に再委託することができます。

第7条（禁止行為）

貴社は、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断する行為をしてはならないものとします。また、貴社は、本条項を受講者に対しても遵守させるものとします。

- (1) 本研修を不正の目的をもって受講する行為
- (2) 本研修の内容の全部又は一部の第三者への提供、口外その他一切の開示行為
- (3) 本研修の録音、録画、撮影、その他複製行為
- (4) 本研修の受講に必要な範囲を超えて、トレーナー又は他の受講者と個人的に接触しようとする行為
- (5) 本研修の円滑な運営・維持を妨げる行為
- (6) 本研修の信用を毀損する行為
- (7) 第三者になります行為
- (8) トレーナーを当社の競合たりうるサービス・企業での勤務を勧誘する行為
- (9) 当社が予定していない態様にて本研修内で宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
- (10) 犯罪に関連する行為
- (11) 公序良俗に反する行為

- (12) トレーナー又は他の受講者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為その他不良行為等本講座の提供を妨げる行為
- (13) トレーナー又は他の受講者に対する暴力的な言動、脅迫的な言動、性的な言動、差別につながる言動又は自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引若しくは助長する言動その他不快感を与える言動
- (14) 当社、トレーナー、他の受講者又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他一切の権利又は利益を侵害する行為
- (15) トレーナー又は他の受講者の個人情報及びプライバシー情報の第三者への提供、口外その他一切の開示行為
- (16) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (17) 前各号の行為を第三者が行うことを見過す行為
- (18) その他、当社が不適切と判断する行為

第8条（知的財産権等）

本研修の知的財産権等は、全て当社に帰属します。本規約の締結は、本研修に関する当社の知的財産権等に関し、本研修を受講する範囲を超えて、貴社又は受講者に対して、いかなる権利も許諾するものではありません。

第9条（非保証及び免責）

- 1 当社は、次の各号につき、いかなる保証も行うものではありません。
 - (1) 本研修で得られる情報が最新かつ正確な情報であること、また貴社にとって過不足なくかつ完全な情報であること
 - (2) 本研修で得られる情報及び効果が貴社の特定の目的に適合しており、また有用であること
- 2 貴社は、本研修を自己の責任で委託するものとし、本研修の受講に起因して貴社に生じたあらゆる損害（体調の悪化及びそれに伴う事故、けが等を含むがこれに限らない）について、当社は責任を負わないものとします。
- 3 本研修の受講において、貴社又は受講者が当社所定の方法を遵守しないことにより生じた不利益について、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条（不可抗力）

当社は、法令の制定改廃、天災地変、感染症、停電、通信障害、不正アクセス、オンライン配信システムの仕様変更・不具合・停止等、当社の責によらない事由及び不可抗力に基づく事由により貴社に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第11条（個人情報の取扱い）

当社は、貴社から取得した個人情報について、個人情報保護法に基づき取り扱うものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 貴社及び当社は、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会

運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下併せて「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 貴社及び当社は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 相手方が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合、貴社又は当社は、何らの催告なくして、直ちに本契約及び個別契約を解除することができます。

4 当社が前項による解除を行う場合でも、貴社は、本研修の実施の有無を問わず、代金全額の支払義務を免れないものとします。

第13条（中断等）

1 当社は、次の各号に定める事由が生じた場合、一切責任を負うことなく、当社が必要と判断する期間、本研修を中断、制限又は終了する措置を講じができるものとし、これによって貴社に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

- (1)貴社が、代金の全部又は一部を未払いの場合
- (2)貴社又は受講者が、第7条（禁止行為）に定める禁止行為を行った場合
- (3)貴社が、本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (4)当社の事業上の理由、本研修の変更、システムの過負荷・不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害等により、本研修を変更、中断、制限又は終了する必要がある場合

2 当社は、前項の措置を講じるにあたっては、事前に予告するよう務めます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条（期限の利益喪失・解除）

- 1 貴社が次の各号の一に該当した場合には期限の利益を失うものとし、当社は何らの催告なくして、直ちに本契約及び個別契約を解除することができます。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 信用状態が悪化した場合
 - (3) 当社に対する重大な背信行為があった場合
 - (4) 第7条（禁止行為）に違反した場合
 - (5) その他、当社が本研修の提供が適当でないと判断した場合
- 2 当社が本条による解除を行う場合でも、貴社は、代金全額の支払義務を免れないものとします。

第15条（紛争処理及び損害賠償）

- 1 貴社は、故意又は過失により本規約に違反し、当社に損害を与えた場合、これを賠償するものとします。貴社は、受講者の行為につき当社に対し責任を負うものとします。
- 2 当社は、本研修の実施に際して、自己の故意又は過失により貴社に損害を与えた場合についてのみ、これを賠償するものとします。
- 3 当社が貴社に対して損害賠償義務を負う場合、賠償すべき損害の範囲は、受講者に現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとし、賠償すべき損害の額は、貴社が本契約に基づき過去1年間に支払った代金相当額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、契約不適合、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

第16条（守秘義務）

貴社及び当社は、本契約に際し知り得た相手方の機密情報を秘密として保持し、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示又は漏洩してはなりません。

第17条（契約期間）

- 1 本契約は、本日から1年間有効とします。ただし、期間満了の1か月前までに貴社及び当社のいずれからも本契約の変更又は終了の申入れのない場合には、本契約は同一の条件で自動的に1年間延長され、以降も同様とします。
- 2 本契約が期間満了又は解除により終了した時に存在する個別契約については、引き続き本契約の規定を適用します。

第18条（解約）

貴社は、契約期間中といえども、当社所定の方法で当社に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。ただし、貴社は、代金全額の支払義務を免れないものとします。

第19条（連絡）

- 1 当社から貴社への連絡は、書面の送付、電子メール又はチャットの送信等、当社所定の方法によって行うものとします。当該連絡が、電子メール又はチャットの送信によって行われる場合は、当社が当該連絡をインターネット上に送信した時点で貴社に到達したものとします。
- 2 貴社は、当社が受講者に対し伝達するよう求めた事項について、遅滞なく受講者に伝達するものとします。

ます。

第 20 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、無効と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 21 条（管轄）

本契約に関連して貴社と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（規約の変更）

1 当社は、以下のいずれかの場合に、本規約をいつでも任意に変更することができます。

（1）本規約の変更が、貴社の利益に適合するとき

（2）本規約の変更が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、前項による本規約の変更にあたり、本規約の変更の効力発生日までに、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、貴社に対して送信し、又はその他適切な方法により周知します。

3 貴社が本規約の変更に同意しない場合、本規約の定めに従い、本規約を解約するものとします。貴社が、変更の効力発生日までに本規約を解約しない場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上

2025 年 9 月 16 日 制定